

(本通知の起案番号、発出者、相手方は別記のとおり)

平成24年4月17日

東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの
使用を評価する総合評価落札方式の試行について

東日本大震災においては、大規模な津波により膨大な量の災害廃棄物が発生した。被災地におけるこれら災害廃棄物の処理は復旧・復興の大前提であることから、速やかに処理を進めるため、政府一丸となって取り組む必要がある。

このような状況に鑑み、東日本大震災の被災地における災害廃棄物処理の推進を図るため、国土交通省直轄工事のうち、コンクリートを主要工種に含む工事において、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントを使用する企業を総合評価落札方式において加点評価することとし、その具体的な方法を下記のとおり定めたので、遺憾なきよう措置されたい。

記

1 対象工事

- (1) 「総合評価落札方式の実施について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第30号)の別紙、「総合評価落札方式の実施について」(平成12年12月11日付け建設省営管発第449号)の別添、「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」(平成14年2月22日付け国港管第1187号)の別添又は「工事に関する入札に係る総合評価落札方式について」(平成12年7月26日付け運輸省空経第719号、運輸省空建第133号)の別添「工事に関する入札に係る総合評価落札方式の標準ガイドライン」(以下「標準ガイド」という。)及び「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年9月20日付け建設省厚契発第32号、建設省技調発第147号、建設省営計発第132号)、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成12年12月11日付け建設省営管発第450号、建設省営計発第158号)、「総合評価落札方式の実施に伴う手続について」(平成14年2月22日付け国港管第1188号、国港技第272号)又は「総合評価落札方式における手続きについて」(平成17年6月3日付け国空予管第130号、国空建第24号)に基づき行われる工事のうち、「一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省厚発第260号)、「官庁営繕部所掌の工事における一般競争入札方式の実施について」(平成6年6月21日付け建設省営管発第349号)、「一般競争入札の実施について」(平成6年6月22日付け運輸省港管第1385号)若しくは「航空局における一般競争入札の実施について」(平成6年8月4日付け運輸省空経第722号)の対象工事、高度技術

提案型総合評価方式を適用する工事又は「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成21年4月23日付け国地契第7号、国官技第21号、国営計第21号）、「総合評価落札方式における資料の簡素化等について」（平成21年5月12日付け国港総第141-2号、国港技第9-2号）若しくは「総合評価落札方式における提出資料の簡素化等について」（平成21年5月18日付け国空予管第215号、国空技企第20号）の対象工事以外のもので、コンクリートを主要工種に含む工事において試行することとする。

また、試行を実施する地域については、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの供給状況を踏まえて適切に設定すること。

供給状況については、本省から情報提供する。

- (2) 対象工事については、東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメント（以下「対象セメント」という。）の使用を評価する「東日本大震災における災害廃棄物を原燃料としたセメントの使用を評価する総合評価落札方式」の試行対象工事である旨を、入札公告及び入札説明書において明らかにするものとする。

2 評価項目及び評価基準

技術資料提出時に、対象セメントの使用の有無について通知させ、対象セメントを使用する旨通知した者については、総合評価における性能等の評価において加点する。

加点については、地域精通度・貢献度等に関する個々の評価項目と同等程度とする。具体的には、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成18年12月8日付け国地契第72号、国官技第243号、国営計第117号）、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成18年12月8日付け国営管第282-3号、国営計第129号）、「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成18年12月8日付け国港総第683号、国港建第175号）又は「施工体制確認型総合評価落札方式の試行について」（平成19年9月10日付け国空予管第474号、国空建第76号）に基づき実施される施工体制確認型総合評価落札方式における施工体制評価点を除いた標準的な加算点満点である30点から70点までのうち、2点程度とする。

3 履行の担保

標準ガイド第2V2に基づき、技術資料提出時に対象セメントを利用する旨通知した者には履行義務があること及び履行されない場合の措置の内容については、入札説明書等及び契約書に明記すること。

また、履行の確認方法は別途通知する。

4 その他

対象セメントは、通常のセメントと同等の機能であるため、品質や価格において、特別な扱いはしないこととする。なお、本試行工事については、資材の供給側において、以下のことが確保されることを前提とした制度であるため、発注者

はその供給側での証明の有無の確認を行うものである。

- ・資材が今回の震災廃棄物を原燃料とするものであることの証明
- ・資材の放射能汚染に対する安全性の証明
- ・資材の合理的価格での供給

なお、本試行の開始については、供給側での上記前提が整った上で、別途通知する。

別記

(起案番号)

国地契第4号
国官技第27号
国営管第41号
国営計第7号
国港総第23号
国港技第10号
国空予管第21号
国空安保第19号
国空交企第39号
国北予第4号

(発出者)

大臣官房地方課長
大臣官房技術調査課長
大臣官房官庁営繕部管理課長
大臣官房官庁営繕部計画課長
港湾局総務課長
港湾局技術企画課長
航空局予算・管財室長
航空局安全部空港安全・保安対策課長
航空局交通管制部交通管制企画課長
北海道局予算課長

(相手方)

大臣官房官庁営繕部各課長
各地方整備局総務部長
各地方整備局企画部長
各地方整備局営繕部長
各地方整備局港湾空港部長
北海道開発局事業振興部長
各地方航空局総務部長
各地方航空局空港部長
各地方航空局保安部長